



2022年5月19日

各 位

会 社 名 三 機 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 田 博 一
(コード番号 1961 東証プライム市場)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 法 務 室 長 中 村 諭 史
責 任 者 (TEL. 03-6367-7081)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①定款変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②定款変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が2021年6月16日に施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社といたしましては、感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会全体のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条を変更するものであります。

なお、当社は既に、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する

場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(3) 取締役会の招集権者の変更

取締役会の招集・運営に柔軟性を持たせるため、招集権者に関する定め（現行定款第24条）を削除し、取締役会規程に授権する条項（定款変更案第27条）を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年6月23日（木）

定款変更の効力発生予定日 2022年6月23日（木）※

※ただし、定款第16条の変更は、附則第1条に定める日に効力が生ずるものといたします。

以 上

<別紙>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 14 条～第 15 条 (省 略)</p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 17 条～第 18 条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第 14 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 23 条 (省 略)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、社長がこれを招集する。社長に支障あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>第 25 条～第 27 条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 24 条～第 26 条 (条数の繰り上げ)</p> <p>第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほかは取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>

(新 設)

附則

第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。

第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上